

鳥取県あいサポートキッズ教材刷新業務委託プロポーザル実施要領

1 目的

障がいの概要、あいサポート運動や障害者差別解消法の内容などをわかりやすくイラストと文章で紹介するハンドブック及び映像や音声等で紹介する動画を作成し、県内の教育機関等へ配布し、又は貸与するなど、さまざまに活用することで、未来のあいサポート運動の担い手となる児童をあいサポートキッズとして育成し、若年期からの障がいへの理解を促進する。

<あいサポート運動のホームページ>

<https://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=151488>

2 委託業務概要

(1) 業務名

鳥取県あいサポートキッズ教材刷新業務

(2) 業務内容

別添1「鳥取県あいサポートキッズ教材刷新業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりにする。

(3) 業務期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

(4) 予算額

金 6,288,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

3 参加資格

(1) 単独事業者による参加

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

ア 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）等を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

イ 令和3年鳥取県告示第457号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続き等について）の規定による競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分がイベント・広告・企画の映画・ビデオ制作又は広告・広報に登録されている者であること。

ウ 本件調達公告日から本業務の企画提案書の提出期限までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

オ 本件調達公告日から本業務の企画提案書の提出期限までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による民事再生手続開始の申立てがなされていないこと。

カ 本プロポーザルに係る共同事業体の構成員でないこと。

キ 法人格を有していること。

(2) 共同事業者による参加

構成団体が共同して本業務に携わり、それぞれの得意分野で実力を最大限に発揮することでより効果的、効率的に運営することが可能な場合は、共同事業者による参加を可とする。

本プロポーザルに参加できる共同事業者は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

ア 共同事業者のすべての構成事業者が、法人格を有すること。

イ 共同事業者の構成事業者のうち、いずれかの者が（1）のイの条件を満たしていること。

ウ 共同事業者のすべての構成事業者が（1）のイ、カ、キを除く条件を全て満たしていること。

エ 各構成事業者が、本プロポーザルに参加する単独事業者又は他の共同事業者の構成事業者でないこと。

4 募集方法

鳥取県あいサポートキッズ教材刷新業務委託プロポーザル実施要領（以下「プロポーザル実施要領」という。）を、令和6年5月8日（水）から同年6月7日（金）までの間インターネットの鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課ホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/shougai-fukushi/>）に掲載する。

5 参加表明書の提出について

本プロポーザルに参加しようとする者は、企画提案書の提出に先立ち、次に定めるところにより参加表明をするものとする。

(1) 提出書類

- ア 参加表明書（様式第1号）
- イ 公募型プロポーザル参加資格確認書
（単独事業者の場合は様式第1-2号、共同事業者の場合は様式第1-3号）
- ウ 事業者概要及び事業実績（様式第2号）
※共同事業者の場合は、構成事業者すべてのもの

(2) 提出期限、提出場所及び方法

- ア 提出期限 令和6年5月24日（金）午後5時15分まで
- イ 提出場所 15の場所
- ウ 提出部数 1部
- エ 提出方法 持参又は郵送の方法による。

（ファクシミリ及び電子メールによる提出は受け付けない）

なお、持参による場合は、提出期限までの日（日曜日、土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までの間に限り受け付ける。また、郵送の場合は、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）によりアの提出期限までに必着のこととし、併せて15の場所に電話連絡すること。

(3) 公募型プロポーザルの参加資格の審査について

- ア (1)により提出のあった書類を審査の上、公募型プロポーザルの参加資格の有無を確認し、その結果を令和6年5月28日（火）までに通知する。
- イ アの審査により公募型プロポーザルの参加資格がないと認められた者は、鳥取県知事に対し、入札参加資格がないとした理由について、令和6年5月29日（水）までに書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
- ウ イにより説明を求められた場合、鳥取県知事は、説明を求めた者に対して令和6年5月30日（木）までに書面により回答する。

6 質問の受付について

- (1) 質問がある場合は、質問内容を明確に記載し、令和6年5月15日（水）午後5時15分までに15の場所に電子メール（様式自由）で質問すること。
- (2) 電子メール以外での質問は受け付けない。
- (3) 質問とその回答は、令和6年5月17日（金）までに全参加表明者に電子メールで送信するとともにインターネットの鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課ホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/shougai-fukushi/>）に掲載する。

7 企画提案書の作成、提出等

企画提案書は次に定めるところにより作成し、提出するものとする。

(1) 企画提案に必要な書類

- ア 企画提案書（単独事業者の場合は様式第3-1号、共同事業者の場合は様式第3-2号）
- イ 企画提案書（提案内容）及び仕様書に基づいた、ハンドブック及び動画のイメージができるもの
- ウ 業務実施にあたっての基本的考え方（様式任意）
- エ 実施体制、実施手順、実施スケジュール（様式任意）
- オ 障がい福祉関係団体等に対する聞き取り業務の実施方法（様式任意）
- カ 業務受託見積書（様式任意）
※委託業務を実施するのに必要な経費の見積（想定）価格を記載し、提出すること。なお、積算内訳を明記すること。

＜共同事業者にあつては次の書類を追加＞

- キ 共同事業者協定書（様式任意）（様式任意であるが、参考として付録を添付）
 - ク 構成事業者の業務分担の分かるもの
- ### (2) 企画提案書等作成に当たり留意すべき事項
- ア 動画のイメージができるものの作成にあたっては、絵コンテ等により実際の動画のイメージがわかるようにすること。
 - イ 業務実施にあたっての基本的な考え方、方針、実施体制、実施手順、実施スケジュール等を、具体的に記載すること。

(3) 企画提案書の提出期限、提出場所及び方法

- ア 提出期限 令和6年6月7日（金）午後5時15分まで
- イ 提出場所 15の場所
- ウ 提出書類の形式 用紙サイズはA4判（必要に応じてA3判の折り込みも可とする。）とし、枚数は任意とする。
- エ 提出部数 正本1部、副本7部 計8部
- オ 提出方法 持参又は郵送の方法による。
（ファクシミリ及び電子メールによる提出は受け付けない）
なお、持参による場合は、提出期限までの日（日曜日、土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までの間に限り受け付ける。また、郵送の場合は、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により提出期限までに必着のこととし、併せて15の場所に電話連絡すること。

(4) その他留意事項

- ア 業務実施体制、事業者概要等について追加説明資料を求められた場合は、速やかに提出すること。
- イ 提出書類について、この実施要領に示された条件に適合しない場合は、企画提案書を無効とすることがある。

8 企画提案のプレゼンテーション

次により、企画提案書に係るプレゼンテーションを実施する。

- (1) プレゼンテーション日時 令和6年6月中下旬頃（参加者に後日通知する。）
- (2) プレゼンテーション場所 鳥取県庁内会議室（参加者に後日通知する。）
- (3) プレゼンテーション持ち時間等 20分程度
提案書等の説明（15分程度）、質疑応答（5分程度）
- (4) 使用機器等

プロジェクター及びスクリーンは、発注者が会場に準備する。その他、プレゼンテーションに必要な物は参加者が準備すること。

(5) その他

企画提案書提出後の内容の差し替え、追加は認めない。

なお、情勢によりプレゼンテーションの実施方法を変更する場合がある。その場合は、参加表明者に別途通知する。

9 審査会の設置

(1) 審査会の名称

鳥取県公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会(鳥取県あいサポートキッズ教材刷新業務委託プロポーザル審査会)

(2) 人数

7名以内

10 選定方法等

(1) 審査は、審査会を開催し、あらかじめ提出された書類、プレゼンテーション及び質疑応答を受けて、別添2「鳥取県あいサポートキッズ教材刷新業務委託プロポーザル審査要領」に基づき、審査員が個別に審査採点(100点満点)し、その点数を合計する方法により得点を算出して行う。

(2) (1)により最も高い得点を獲得した者を、最優秀提案者として選定する。なお、最優秀提案者以外の者についても、得点順に順位付けを行う。

(3) 審査結果は、インターネットの鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課ホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/shougai-fukushi/>)で公表するとともに、参加者全員に通知する。

また、公表の内容のうち審査結果については、全ての提案者の順位及び得点とする。ただし、提案者名については、最優秀提案者のみ記載するものとする。

通知の内容のうち審査結果については、全ての提案者の順位及び得点とする。ただし、提案者名については、最優秀提案者と当該通知の相手方のみ記載するものとする。

(4) 審査の経緯は公表しない。

(5) 審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

11 契約の締結

(1) 10により最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。この協議には、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。これらの協議の後、仕様書を確定し、見積書を徴し、予算額の範囲内であることを確認の上契約を締結する。協議が不調のときは、10により順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行う。

(2) 契約の相手方(以下「受託者」という。)が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、受託者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

また、受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団の構成員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

(ア) 暴力団員を役員等(受託者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受託者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非

常勤を含むものとする。以下同じ。) とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

(イ) 暴力団員を雇用すること。

(ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

(エ) いかなる名義をもってするかを問わず暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

(オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

(カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

(キ) 暴力団若しくは暴力団員又は(ア) から(カ) までのいずれかに掲げる行為を行う者であると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他の業務を下請等させること。

1.2 契約保証金

受託者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

1.3 事業の要件に反した場合の取扱い

受託者が事業の実施に当たり委託契約の要件に反した場合には、発注者は契約金額の一部又は全部を返還させる権利を有する。

1.4 その他の留意事項等

(1) 企画提案書等の作成、応募、プレゼンテーション等に要する費用は、参加者の負担とする。

(2) 提出された書類は、いかなる場合でも返却しない。

(3) 提出期限後における書類の差し替え及び再提出は認めない。

(4) 参加表明書の提出後に本プロポーザルの応募を取り下げる場合は、速やかに15の場所に連絡するとともに文書で通知すること。

(5) 提出された書類は、業務実施予定者の選定以外の目的には、参加者に無断で使用しないものとするが、選定を行うために必要な範囲内において複製する場合がある。

なお、提出された書類は鳥取県情報公開条例(平成12年鳥取県条例第2号)の規定による非開示情報に該当するものを除き、同条例の規定による公文書の開示の対象になるが、提出者に無断で本プロポーザル以外の用途には使用しない。

(6) 3の参加資格のない者が提出した企画提案書等は無効とする。また、次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書等を無効とする。

ア 5(1)の参加表明書等の提出が提出期限までにない者から企画提案書等が提出された場合及び提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 審査の公平性を害する行為があった場合

(7) 提案者のうち審査委員に事前に働きかけを行った者については失格とする。

(8) 著作権の取扱い

ア 選定された者の企画提案書に係る著作権の帰属については、契約時に取り交わす契約書により定めるものとする。ただし、契約締結前であっても提案者に帰属するものとする。

イ 選定されなかった提案者の企画提案書等に係る著作権は、提案者に帰属するものとする。

ウ 県は提案者に対して、企画提案書等に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。

(9) 本プロポーザルは、参加者の企画力や具体的な事業実施に関する能力等を評価し、当該業務の受託者を選定するために実施するものである。したがって、契約後の業務においては、必ずしも選定された企画提案書の内容どおりに業務を実施するものではない。

(10) 選定された者は、業務委託契約にあたり、契約書を作成するものとする。

また、選定された者は、本プロポーザルの最適者として選定したものであるが、契約手続の完了までは、発注者との契約関係を生じるものではない。

15 問い合わせ先・各種書類提出先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220 番地

鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課

電話 0857-26-7679

ファクシミリ 0857-26-8136

電子メール shougaiifukushi@pref.tottori.lg.jp

ホームページ <https://www.pref.tottori.lg.jp/shougaiifukushi/>

16 スケジュール（再掲）

令和6年5月8日（水）	募集開始
令和6年5月15日（水）	質問の受付期限
令和6年5月17日（金）	質問に対する回答期限
令和6年5月24日（金）	参加表明書提出期限
令和6年5月28日（火）	参加資格有無通知期限
令和6年5月29日（水）	参加資格説明申請期限
令和6年5月30日（木）	参加資格説明回答期限
令和6年6月7日（金）	企画提案書の提出期限
令和6年6月中下旬頃	プレゼンテーションの実施
令和6年6月中	契約締結